

Q8 どのような場合に、法律に違反してしまうのでしょうか。

- A**
- P.6 のとおり、労働基準法上、時間外労働を行わせるには、36 協定の締結・届出が必要です。
 - したがって、36 協定を締結せずに時間外労働をさせた場合や、36 協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合には、労働基準法第 32 条違反となります。(6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金)
 - 今回の法改正では、この 36 協定で定める時間数について上限が設けられました。また、36 協定で定めた時間数にかかわらず、
 - ・ 時間外労働と休日労働の合計時間が単月 100 時間以上となった場合
 - ・ 時間外労働と休日労働の合計時間について、2～6 か月の平均のいずれかが 80 時間を超えた場合には、労働基準法第 36 条第 6 項違反となります。(6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金)

法違反となるケースの例

1 時間外労働が月 45 時間を超えた回数が、年度で 7 回以上となった場合

- 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは年 6 回以内であり、以下の例は法違反となります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
時間外労働	46	10	46	10	46	10	46	10	46	10	46	46

45 時間を 7 回超えてしまっており、法違反

2 単月で時間外労働+休日労働の合計が 100 時間以上となった場合

- 以下の例のように、1 か月でも 100 時間以上となれば法違反となります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
時間外労働 + 休日労働	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10

100 時間以上となってしまうっており、法違反

3 時間外労働+休日労働の合計の 2～6 か月平均のいずれかが 80 時間を超えた場合

- 以下の例のように、2 か月平均では問題がなくても、3 か月平均で超える場合などは法違反となります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
時間外労働 + 休日労働	10	10	10	10	10	10	10	10	85	70	90	10

3 か月平均が 80 時間を超えてしまっており、法違反

- その他、36 協定で定めた時間を超えた場合にも法違反となります。